

# 総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和5年1月26日

神奈川県からの「屋外広告物の許認可事務等」の権限移譲  
及び 大磯町手数料条例の一部改正について

---

## 資 料

---

1	屋外広告物の許認可事務等	1～2
2	大磯町手数料条例の一部改正	2～3
	参 考	4～5

都 市 計 画 課

# 神奈川県からの「屋外広告物の許認可事務等」の権限移譲

## 及び 大磯町手数料条例の一部改正について

### 1 屋外広告物の許認可事務等

#### (1) 現状について

本町の屋外に常時または一定の期間継続して公衆に表示される看板やはり紙、広告塔などの屋外広告物は、屋外広告物法及び神奈川県屋外広告物条例（以下、県条例）に基づき設置や表示、許可基準等が定められ、許認可事務等も含め、神奈川県平塚土木事務所が行っています。

なお、許認可事務等は、市町村は県から事務委任を受けることができ、14 町村の内、葉山町、山北町、真鶴町、湯河原町、中井町、開成町、愛川町、清川村の 8 町村は権限移譲を受けている現状にあります。

#### (2) 権限移譲について

本町では、平成 21 年に策定した大磯町景観計画、ガイドラインに則り「景観チェックシート」などを用い、街並みの景観に調和した配色やデザインなど、屋外広告物の掲出に関する誘導などを行っています。

しかし、屋外広告物の許認可事務等の窓口が神奈川県のため、屋外広告物に係る景観協議や調整などの誘導がタイミング等を含め連動できず、近年、町へ問い合わせなどもいただく状況にあります。

このことから、屋外広告物の許認可事務等の窓口を一本化し、景観行政手続きと整合のとれた運用を図るため、県条例第 2 条第 1 項（4 頁参照）の規定に基づく屋外広告物の許認可事務等の権限を県から移譲を受ける予定です。

#### (3) 権限移譲に伴う大磯町手数料条例の一部改正の必要性について

県から権限移譲を受けることで、許認可事務等は大磯町が担うこととなりますので、県条例第 46 条第 1 項（4～5 頁参照）の規定に基づく許可申請手数料は、大磯町が徴収、納付先となるため、大磯町手数料条例（以下、町条例）を一部改正し、徴収する手数料の金額などを町条例に位置付ける必要があります。

#### (4) 権限移譲を受け発生する主な事務等について

屋外広告物の新設・変更・継続の許可や、除却や滅失の届出・点検や補修の報告書の受理といった許認可事務のほか、貼り紙や貼り札、広告旗、立て看板等の違反屋外広告物のパトロール及び簡易除却などが主な事務となります。

## (5) その他

屋外広告物の許認可事務等の委任を県から受けることにより、許可申請手数料の収入のほかに、移譲事務交付金を受けることができます。

また、県とは、権限移譲に係る事務引継ぎや手続きなどの他にも、事務委任に向け、県が開催する研修会などにも参加するなど、事務委任が円滑に行われるための協議調整なども行っています。

## 2 大磯町手数料条例の一部改正

### (1) 改正内容について

大磯町手数料条例の一部を改正し、屋外広告物の許可申請手数料の金額などを町条例に位置付けるにあたっては、当該事務は県から委任を受けるものであることから、町独自に手数料の金額などを設定できるものではなく、県条例第46条第1項（4～5頁参照）に定められている金額や内容と同様となります。

このことから、以下の表の内容を大磯町手数料条例の別表第1（第2条関係）に追加することを予定します。

手数料を徴収する事項		手数料の金額
貼り紙		50枚につき 500円 ただし、枚数が50枚未満であるとき又はその枚数に50枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、50枚として計算する。
貼り札		1枚につき 300円
建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するもの	照明装置のないもの	1張につき 1,500円 ただし、広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額とする。
	照明装置のあるもの	1張につき 2,400円 ただし、広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額とする。
電柱又は街灯柱を利用するもの		1枚につき 300円
電車、自動車等の外面を利用するもの		1台につき 800円
広告塔、広告板、アーケードに設置するもの及び案内板	照明装置のないもの	1基につき 1,500円 ただし、広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額とする。

	照明装置のあるもの	1基につき 2,400円 ただし、広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額とする。
アーチ	照明装置のないもの	1基につき 6,000円
	照明装置のあるもの	1基につき 9,000円
アドバルーン	照明装置のないもの	1個につき 1,000円
	照明装置のあるもの	1個につき 1,500円
立看板		1基につき 300円
のぼり旗		1本につき 300円
広告幕（表示面が固定されていないもの）		1張につき 300円
広告幕（表示面が固定されているもの）	照明装置のないもの	1張につき 1,500円 ただし、広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額とする。
	照明装置のあるもの	1張につき 2,400円 ただし、広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額とする。
標識柱を利用するもの		1枚につき 300円

## （２）改正時期について

令和5年4月1日からの施行を予定していることから、大磯町手数料条例の一部改正は、令和5年3月議会を予定します。

< 参 考 >

神奈川県屋外広告物条例（抜粋）

（許可地域等）

**第2条** 次に掲げる地域（次条第1項各号に掲げる地域又は場所を除く。）に屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 市及び町の区域
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項又は第2項の規定により指定された国立公園及び国定公園の区域
- (3) 神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号）第3条第1項の規定により指定された神奈川県立自然公園の区域

2 前項の許可には、良好な景観を形成し、又は風致を維持するため必要な条件を付することができる。

（手数料）

**第46条** 第2条第1項の許可を受けようとする者は、別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

2 第24条第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者は、1件について1万円の手数料を納付しなければならない。

別表（第46条関係）

区分		単位	金額
貼り紙		50枚	500円
貼り札		1枚	300円
建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するもの	照明装置のないもの	1張	1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)
	照明装置のあるもの	同	2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)
電柱又は街灯柱を利用するもの		1枚	300円
電車、自動車等の外面を利用するもの		1台	800円
広告塔、広告板、アーケードに設置する	照明装置のないもの	1基	1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル

もの及び案内板			又はその端数ごとに1,500円を加算した額)
	照明装置のあるもの	同	2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)
アーチ	照明装置のないもの	同	6,000円
	照明装置のあるもの	同	9,000円
アドバルーン	照明装置のないもの	1個	1,000円
	照明装置のあるもの	同	1,500円
立看板		1基	300円
のぼり旗		1本	300円
広告幕	表示面が固定されていないもの	1張	300円
	表示面が固定されているもの	照明装置のないもの	1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)
		照明装置のあるもの	同
標識柱を利用するもの		1枚	300円

備考 貼り紙の枚数が50枚未満であるとき又はその枚数に50枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、50枚として計算する。